①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長500m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　土路盤新設工事
※　「延長500m以上の鉄道トンネル新設工事」とは、同一工事における１本のトンネルで延長500m以上の鉄道トンネル新設工事をいう。以下同じ。
※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。以下同じ。

上記工事の施工実績は、平成14年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工実績とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

上記工事が共同企業体構成員としての実績の場合は、代表者は出資比率が構成員中最大（北海道内に本店がある者が代表者となる場合は、出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。

上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、土木における平成27年度及び平成28年度の当機構の工事成績の平均が２年連続で60点未満でないこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合に当たっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、次の①における掘削施工管理に６箇月以上の経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかにおける掘削施工管理に６箇月以上の経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位の構成員は、次の①から④のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長500m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　土路盤新設工事

上記工事の施工経験は、平成14年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工経験とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

上記工事が共同企業体構成員としての経験の場合は、出資比率が10％以上のものであること。

上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。

また、上記工事が当機構の発注工事の場合は、現に施工中の工事において次の㋐から㋒までに掲げる条件を全て満たす場合には施工経験とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘削施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。

㋑　従事期間中の本坑の掘削延長が2,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋒　過失による粗雑工事又は契約違反に起因した指名停止を受けるなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、代表者の配置予定技術者の施工経験は、イの施工経験に代えてイ②における掘削施工管理に６箇月以上の経験とすることができる。

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　工事全般の具体的な施工計画、工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画が適正であること。

技術提案に係わる具体的な施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法等（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案に係わる具体的な施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。
・　工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。
・　トンネル掘削の施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・　覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。
・　第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

⑵　総合評価の方法

価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合には、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点及び加算点

施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。加算点は、⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。

なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。